



平成25年 8月19日

各 位

名古屋市中村区名駅四丁目23番9号
株式会社 クロップス
代表取締役社長 小林 正明
(コード番号:9428 東証・名証第二部)
問合せ先：取締役管理部門担当
後藤 久輝
(TEL 052-588-5640)

株式の売出しおよび主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は平成25年8月19日開催の当社取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、あわせてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 当社株式の売出し (引受人の買取引受による売出し)

- | | | |
|---|---|-------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 1,300,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 前田 博史 | 1,300,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年8月27日（火）から平成25年8月30日（金）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しとし、東海東京証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成25年9月4日（水）から平成25年9月9日（月）までのいずれかの日。
ただし、売出価格等決定日の6営業日後の日とする。 | |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | |
| (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | | |
| (9) 本売出しについては、平成25年8月19日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | | |

2. 当社株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し) (後記【ご参考】2. をご参照のこと)

- | | | |
|----------------------------|------------|-----------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 100,000 株 |
| (2) 売 出 人 | 東海東京証券株式会社 | |
- なお、上記株式数は上限を示したものであり、需要状況等によって減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われないう場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

ご注意 この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、東海東京証券株式会社から当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 本売出しについては、平成 25 年 8 月 19 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意 この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは当社普通株式の分布状況の改善と流動性向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は100,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況によって減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、東海東京証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下、「本件売出し」という。）の申込期間（以下、「申込期間」という。）の終了日の翌日から平成25年9月24日（火）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、東海東京証券株式会社は、本件売出しの申込期間の終了日の翌日から平成25年9月24日（火）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、東海東京証券株式会社は、本件売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記の通りシンジケートカバー取引および安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、東海東京証券株式会社が、グリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から東海東京証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与および株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である前田博史並びに当社株主である株式会社アイ・エー・エイチ、前田由紀子および有限会社MFは、東海東京証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意 この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

① 氏名	前田 博史
② 住所	愛知県知多郡美浜町
③ 上場会社と当該株主の関係	当社の代表取締役会長であります。

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名称	株式会社 アイ・エー・エイチ
② 所在地	愛知県知多郡美浜町大字野間字畑中3番地2
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 前田 由紀子
④ 事業内容	財産管理業
⑤ 資本金	10百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）および総株主の議決権の数に対する割合

(1) 前田 博史

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成25年3月31日現在)	29,038個 (2,903,800株)	30.25%	第1位
異動後	16,038個 (1,603,800株)	16.71%	第2位

(2) 株式会社 アイ・エー・エイチ

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成25年3月31日現在)	22,400個 (2,240,000株)	23.34%	第2位
異動後	22,400個 (2,240,000株)	23.34%	第1位

※上記の総株主の議決権の数に対する割合は、平成25年3月31日現在の株主名簿による総株主の議決権数に基づくものです。

議決権を有しない株式として発行株式総数から控除した株式数 700株
平成25年3月31日現在の発行済株式総数 9,597,400株

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

5. 今後の見通し

本件に伴い、当社の連結業績へ与える影響はございません。

以上

ご注意 この文書は当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。